

「税を考える週間」税金クイズ事例集

問題

(財政一般)

(問1) 令和2年度の国の一般会計予算(当初予算)の額は約103兆円ですが、このうち借金の額(国債発行高)はおよそいくらでしょうか。

- 1 約13兆円(13%) 2 約23兆円(23%) 3 約33兆円(32%)

(問2) 国は毎年、借金を重ねてきている(国債の発行)ため、国の借金の残高(国債発行残高)は年々増えています。令和2年度当初予算ベースで、令和2年度末にはいくらくらいになると見込まれるでしょうか(カッコ内は、国民1人当たりの残高)。

- 1 約706兆円
(563万円) 2 約806兆円
(643万円) 3 約906兆円
(723万円)

(問3) 令和2年度末には、国債発行残高は、約906兆円になると見込まれています。

この額を1万円札で富士山(3,776m)の高さに積み上げると、何個の富士山ができるでしょうか。

- 1 約1,399個 2 約1,899個 3 約2,399個

(問4) 令和2年度の国の一般会計予算(当初予算)の一般歳出の中で、一番金額の大きな費目はなんでしょうか。

- 1 公共事業 2 社会保障 3 文教及び科学振興

(問5) わが国では、人口の少子高齢化が進んでいます。働き手(20~64歳人口)に対する高齢者(65歳以上人口)の比率は、1990年(平成2年)時点で5.1人:1人、2019年(令和元年)時点で1.9人:1人ですが、2050年にはいくらくらいになるでしょうか。

- 1 2.0人:1人 2 1.5人:1人 3 1.3人:1人

(税制一般)

(問6) 国及び地方公共団体の財政を賄う財源の大部分は、国民が負担する税金です。この税金の負担額を国民所得額で割ったものが、租税負担率です。

日本の租税負担率は、令和2年度(当初予算ベース)でいくらくらいでしょうか。

(注) アメリカ 26.1% イギリス 36.9% ドイツ 31.5% フランス 41.7%

- 1 16.5% 2 26.5% 3 36.5%

(注) 欧米諸国は、平成29年(2017年)の数値です。

(問 7) 国民所得に対する租税負担率と社会保障負担率を合わせたものを国民負担率といい、租税負担などが重いか軽いかを判断する目安となります。

令和 2 年度（当初予算ベース）のわが国の国民負担率は、どのくらいでしょうか。

(参考)アメリカ 34.6% イギリス 47.6% ドイツ 54.1% フランス 68.2%

1 44.6% 2 54.6% 3 64.6%

(注) 欧米諸国は、平成 29 年(2017 年)の数値です。

(問 8) 令和 2 年度の国の一般会計予算（当初予算）における租税及び印紙収入の額は、約 64 兆円です。このうち消費税収入（国の消費税 7.8%分）は、いくら見込まれているでしょうか。

1 約 16 兆円 2 約 19 兆円 3 約 22 兆円

(問 9) 令和 2 年度の国の一般会計予算（当初予算）における租税及び印紙収入の額は、約 64 兆円です。このうち、最も収入額の多い税目はどれでしょうか。

1 所得税 2 法人税 3 消費税

(問 10) 税金は大きく分けると、働いて得たお金などから納める直接税と品物やサービスの代金に含まれて負担する間接税に分かれます。

次の税金のうち間接税はどれでしょうか（複数あります）。

1 所得税 2 消費税 3 法人税 4 酒税
5 相続税 6 たばこ税 7 贈与税 8 揮発油税

(消費 税 関 係)

(問 11) 消費税の税率は令和元年 10 月 1 日から 10%に引き上げられましたが、ヨーロッパ主要国の中で付加価値税の税率が最も高い国は何%でしょうか。

1 23% 2 25% 3 27%

(問 12) 国の消費税は、一部は地方に配分されていますが、残りの部分はどのような用途にあてられることとされているでしょうか。

1 用途は決まってない
2 年金・医療・介護・少子化対策
3 国債の償還や利払い

(問 13) 令和 2 年 10 月 1 日現在、国の消費税は 7.8%、地方の消費税は 2.2%ですが、国の消費税のうち一定割合は地方交付税として地方に配分されています。

地方の消費税と地方交付税を合わせると、消費税 10%のうち地方へ配分されるのはどの程度の割合になるでしょうか。

1 27.20% 2 37.20% 3 47.20%

(問 14) 消費税は 10% (国の消費税率が 7.8%、地方の消費税率が 2.2%) ですが、そのうち社会保障の財源には、どの程度使われることとされているでしょうか。

- 1 3割 2 5割 3 9割

(問 15) 次の飲み物のうち、消費税の軽減税率の対象となるのはどれでしょうか(複数あります)。

- 1 ワイン 2 ノンアルコールビール 3 ウイスキー
4 ミネラルウォーター 5 自動販売機のジュース

(問 16) ピザ屋の店舗において、消費税の軽減税率の対象とならないのは次のうちどれでしょうか。

- 1 店舗内で飲食する 2 持ち帰る 3 宅配を頼む

(問 17) ヨーロッパ諸国の付加価値税の税率はおおむね 20%前後ですが、基礎的な生活に密着したものは低い税率(軽減税率)としています。

フランス(標準税率 20%)では、次のうち軽減税率の対象になっているのはどれでしょうか(複数あります)。

- 1 食料品 2 衣料 3 住宅 4 新聞・雑誌 5 医薬品

(問 18) 食料品を軽減税率の対象としている国でも、高級な食料品などは標準税率の対象としています。

フランスでは、次のうち標準税率の対象になっているのはどれでしょうか。

- 1 キャビア 2 フォアグラ 3 トリュフ 4 レストランでの飲食

(個別間接税関係)

(問 19) ビールには酒税がかかっています。缶ビール 1 缶(350ml)にはどのくらいの酒税がかかっているでしょうか(消費税は除きます)。

- 1 57円 2 67円 3 77円

(問 20) 発泡酒にも酒税がかかっています。缶入発泡酒 1 缶(350ml)(麦芽比率 25%未満)にはどのくらいの酒税がかかっているでしょうか(消費税は除きます)。

- 1 37円 2 47円 3 57円

(問 21) 最近、第三のビールといわれるビール風酒類が人気を呼んでいます。ビール風酒類 1 缶(350ml)にはどのくらいの酒税がかかっているでしょうか(消費税は除きます)。

- 1 18円 2 28円 3 38円

(問 22) たばこには、たばこ税（国・地方たばこ税、たばこ特別税）がかかっています。紙巻たばこ 1 箱（20 本入）には、どのくらいのたばこ税がかかっているでしょうか（消費税は除きます）。

- 1 184.88 円 2 224.88 円 3 264.88 円

(問 23) ガソリンには、揮発油税と地方揮発油税がかかっています。ガソリン 10 当たり、どのくらいの揮発油税等がかかっているでしょうか（消費税は除きます）。

- 1 43.8 円 2 53.8 円 3 63.8 円

(直接税関係)

(問 24) 夫婦子 2 人（妻には収入なし、子のうち 1 人が大学生 20 歳、1 人が高校生 17 歳）の給与所得者の場合、令和 2 年分の給与収入がいくらまでは所得税がかからないでしょうか（課税最低限）。（社会保険料控除を 53.3 万円とした場合）

- 1 約 254.9 万円 2 約 354.9 万円 3 約 454.9 万円

(問 25) 夫婦子 2 人の給与所得者で給与収入 700 万円の場合の所得税・住民税を、日本、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスで比べると、日本はどのような地位にあるでしょうか。

- 1 低い方 2 中ほど 3 高い方

(問 26) わが国の法人所得に対する実効税率（国税・地方税）は、令和元年度で 29.74%です。

これは、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスと比べるとどのような地位にあるでしょうか。

- 1 低い方 2 中ほど 3 高い方

(問 27) 相続税には、ここまでの財産には課税しないという基礎控除額があります。相続人が配偶者と子 2 人の場合の基礎控除額は、いくらでしょうか。

- 1 6,800 万円 2 5,800 万円 3 4,800 万円

(問 28) 相続税では、配偶者には次のような税負担を軽減する特例があります。

- (1) 実際取得した正味の遺産額が、1 億 6,000 万円までは課税しない。
(2) 正味の遺産額の法定相続分までは課税しない。

では、相続人が配偶者と子 2 人の場合の配偶者の法定相続分は、次のどれでしょうか。

- 1 $\frac{1}{3}$ 2 $\frac{1}{2}$ 3 $\frac{2}{3}$

(税一般)

(問 29) 国や地方公共団体が負担している公立中学校の生徒一人あたりの一年間の教育費は、およそいくらでしょう (平成 29 年度)

- 1 104,300 円 2 1,043,000 円 3 10,430,000 円

(問 30) 市 (区) 町村が行うごみ処理にかかる費用は、国民一人あたりおよそいくらでしょう。 (平成 30 年度)

- 1 190 円 2 1,900 円 3 19,000 円

(問 31) 生活に必要な道路、洪水を防ぐ堤防などを整備するための費用は、国民一人あたりおよそいくらでしょう。 (平成 30 年度)

- 1 1,410 円 2 14,100 円 3 141,000 円

(問 32) 私たちの生活を犯罪から守るための費用は、国民一人あたりおよそいくらでしょう。 (平成 30 年度)

- 1 26,000 円 2 260,000 円 3 2,600,000 円

(問 33) 税金の分類方法で、国に納める税を「国税」、地方公共団体に納める税を「地方税」といいます。

次の税目で国税はどれでしょう (複数あります)。

- 1 所得税 2 事業税 3 固定資産税 4 消費税
5 ゴルフ場利用税 6 入湯税 7 法人税 8 自動車税
9 軽自動車税

(問 34) 税金の分類方法で、個人や会社の所得に対して課税することを「所得課税」といい、物品の消費やサービスの提供などに対して課税することを「消費課税」といい、資産などに対して課税することを「資産課税等」といいます。

次の税目で消費課税はどれでしょう (複数あります)。

- 1 所得税 2 消費税 3 相続税 4 法人税
5 酒税 6 固定資産税 7 たばこ税

税金クイズ正解と解説

(答 1) 3 約 33 兆円 (82%)

令和 2 年度の国の当初予算における公債金収入は約 33 兆円で、一般会計歳出総額約 103 兆円の 31.7%を占めています。

(答 2) 3 約 906 兆円 (723 万円)

令和 2 年度末の国債発行残高は約 906 兆円で、日本の人口総数 (約 1 億 2,532 万人(推計)) で割りますと、国民 1 人当たり約 723 万円となります。

(答 3) 3 約 2,399 個

1 万円札で 100 万円は厚さが 1cm、1,000 万円が 10cm ですので、906 兆円は、9,060 kmとなります。これを富士山の高さ 3,776mで割りますと、約 2,399 個になります。

(答 4) 2 社会保障

令和 2 年度の国の一般会計歳出予算 (当初予算) の中で、国債費と地方交付税交付金等を除いた一般歳出の上位 3 位は、次のようになっています。

① 社会保障関係費	35 兆 8,608 億円 (34.9%)
② 公共事業関係費	6 兆 8,571 億円 (6.7%)
③ 文教及び科学振興費	5 兆 5,055 億円 (5.4%)

(答 5) 3 1.3 人 : 1 人

日本は世界でも類をみないスピードで人口の高齢化が進んでおり、2050 年には 20 歳~64 歳人口に対する 65 歳以上の人口の比率は 1.3 人 : 1 人になると推計されています。

(答 6) 2 26.5%

令和 2 年度の当初予算ベースでの日本の租税負担率 ((国税+地方税) / 国民所得) は 26.5%で、欧州諸国に比べて低い水準にあります。

(答 7) 1 44.6%

令和 2 年度の当初予算ベースでの日本の国民負担率は 44.6% (租税負担率 26.5%、社会保障負担率 18.1%) で、欧州諸国に比べて低い水準にあります。

(答 8) 3 約 22 兆円

令和 2 年度の当初予算における消費税の収入額は、21 兆 7,190 億円となっています。この金額は、国の消費税 7.8%分の収入額ですから、消費税率 1%あたりの税収は約 2 兆 7,800 億円ということになります。

(答 9) 3 消費税

令和2年度の当初予算では、消費税 21 兆 7,190 億円 (34.2%) と最も多く、次いで所得税 19 兆 5,290 億円 (30.7%)、法人税 12 兆 650 億円 (19.0%) の順になっており、消費税収は所得税収、法人税収と並んで国の基幹税となっています。※かっこ内は、租税及び印紙収入に占める各税の割合

(答 10) 2 消費税 4 酒税 6 たばこ税 8 揮発油税

(答 11) 3 27%

ヨーロッパ主要国の中で付加価値税の税率(標準税率)が一番高いのは、ハンガリーの 27%、次いでデンマーク、スウェーデン、ノルウェー、クロアチアの 25%となっています。

(答 12) 2 年金・医療・介護・少子化対策

社会保障・税一体改革による消費税法の改正により、消費税の税収の金額が年金・医療・介護・少子化対策のための費用に充てることとされています。

(答 13) 2 37.20%

国の消費税 7.8%の税収のうち、1.52%が地方交付税として地方に配分されます。したがって、地方消費税 2.2%分と合わせて、全体の税収(10%分)のうち、37.20%が地方に配分されることになります。

(注) 地方に配分される 37.20%の内 27.20%は、地方の社会保障の財源となり、地方の一般財源は 10.0%のみです。

(答 14) 3 9割

消費税率 10%のうち、税率引き上げ前の地方消費税の 1%分を除く 9%分は、社会保障財源に使われることとされており、その割合は 90.0%です。

(答 15) 2 ノンアルコールビール 4 ミネラルウォーター 5 自動販売機のジュース

(答 16) 1 店舗内で飲食する

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいいます。

(答 17) 1 食料品 (5.5%) 4 新聞・雑誌 (2.1%) 5 医薬品 (2.1%)

フランスでは、これらのほか旅客輸送、肥料、宿泊施設の利用、外食サービス(いずれも 10%)なども軽減税率の対象とされています。

(答 18) 1 キャビア

フランスでは、キャビア・フォアグラ・トリュフを3大珍味といているのですが、キャビアは輸入品なので税率20%、フォアグラとトリュフはフランスの産品ですので、農業・畜産振興のために軽減税率(5.5%)としています。

レストランでの飲食は、イギリス・ドイツなどでは標準税率の対象としていますが、フランスでは軽減税率の対象としています。

(答 19) 3 77円

ビールの酒税の税率は1ℓ当たり22万円ですから、350mlでは77円になります。ただし、平成29年度税制改正で令和2年10月から段階的に引き下げられ、令和2年10月からは350mlでは70円に、令和8年10月からは、54.25円になります。

(答 20) 2 47円

発泡酒(麦芽使用比率25%未満のもの)の酒税の税率は1ℓ当たり13万4,250円ですから、350mlでは、47円になります。ただし、平成29年度税制改正で令和8年10月からは、350mlでは54.25円になります。

(答 21) 2 28円

ビール風酒類の酒税の税率は1ℓ当たり8万円ですから、350mlでは、28円になります。ただし、平成29年度税制改正で令和2年10月から段階的に引き上げられ、令和2年10月からは350mlでは37.8円に、令和8年10月からは、54.25円になります。

(答 22) 3 264.88円

紙巻たばこ20本(1箱)当たりのたばこ税は、平成30年10月に引き上げられ、国分132.44円、地方分132.44円合計264.88円となります。

ただし、令和2年10月からは284.88円、令和3年10月からは304.88円に引き上げられることになっています。

(答 23) 2 53.8円

ガソリン(揮発油)には、1ℓ当たり揮発油税が4万8,600円、地方揮発油税が5,200円、合計5万3,800円の税金が課されます。したがって、ガソリン1ℓには、53.8円の揮発油税等がかかっていることになります。

(答 24) 2 約 354.9 万円

給与所得者については、給与に対する①給与所得控除、②配偶者控除、扶養控除（③特定扶養親族（年齢 19 歳～22 歳）、④一般扶養親族（16 歳～18 歳））、⑤基礎控除及び⑥社会保険料控除等の控除を適用すると、夫婦子 2 人（子のうち 1 人は大学生、1 人は高校生）の場合の課税最低限は、約 372.7 万円になります。（①114.5+②38+③63+④38+⑤48+⑥53.3=354.8 \div 354.9）

(答 25) 1 低い方

給与収入 700 万円の場合の所得税等の税額は、日本 39.2 万円、アメリカ 41.4 万円、イギリス 101.2 万円、ドイツ 88.1 万円、フランス 74.6 万円となり、日本は欧州諸国に比べて低い金額となっています。（令和 2 年 1 月現在）

(答 26) 3 高い方

法人課税の実効税率は、日本 29.74%、アメリカ 27.98%、イギリス 19.0%、ドイツ 29.90%、フランス 28.00%となっており、日本の税率は、アメリカ、イギリス、フランスより高い水準にあり、ドイツとは同程度の水準です。

(答 27) 3 4,800 万円

相続税の基礎控除額は、平成 27 年からは、5,000 万円が 3,000 万円に 1,000 万円が 600 万円に引き下げられましたので、相続人が 3 人（配偶者と子 2 人）の場合の基礎控除額は、4,800 万円（3,000 万円+600 万円 \times 3）になります。

(答 28) 2 1/2

配偶者と子が相続人の場合の法定相続分は、子が何人いても配偶者 1/2、子 1/2 とされています。子が 2 人いれば、子 2 人で 1/2 の相続分を分けることとなりますので、子はそれぞれ $1/2 \times 1/2 = 1/4$ の相続分になります。

(答 29) 2 1,043,000 円

ちなみに小学生は一人あたり約 885,000 円を負担しています。

(答 30) 3 19,000 円

全国のごみ処理費用の総額は約 2 兆 3,000 億円です。

(答 31) 3 141,000 円

全国の道路及び堤防などの整備費用の総額は約 17 兆 8,000 億円です。

(答 32) 1 26,000 円

全国での犯罪から守るための費用は、3 兆 3,000 億円です。

- (答 33) 1 所得税 4 消費税 7 法人税
地方税はさらに、「都道府県税」と「市町村税」に分けられ、
事業税・ゴルフ場利用税・自動車税は都道府県税で、
固定資産税・入湯税・軽自動車税は市町村税です。
- (答 34) 2 消費税 5 酒税 7 たばこ税
所得税・法人税は所得課税、相続税・固定資産税は資産課税等です。